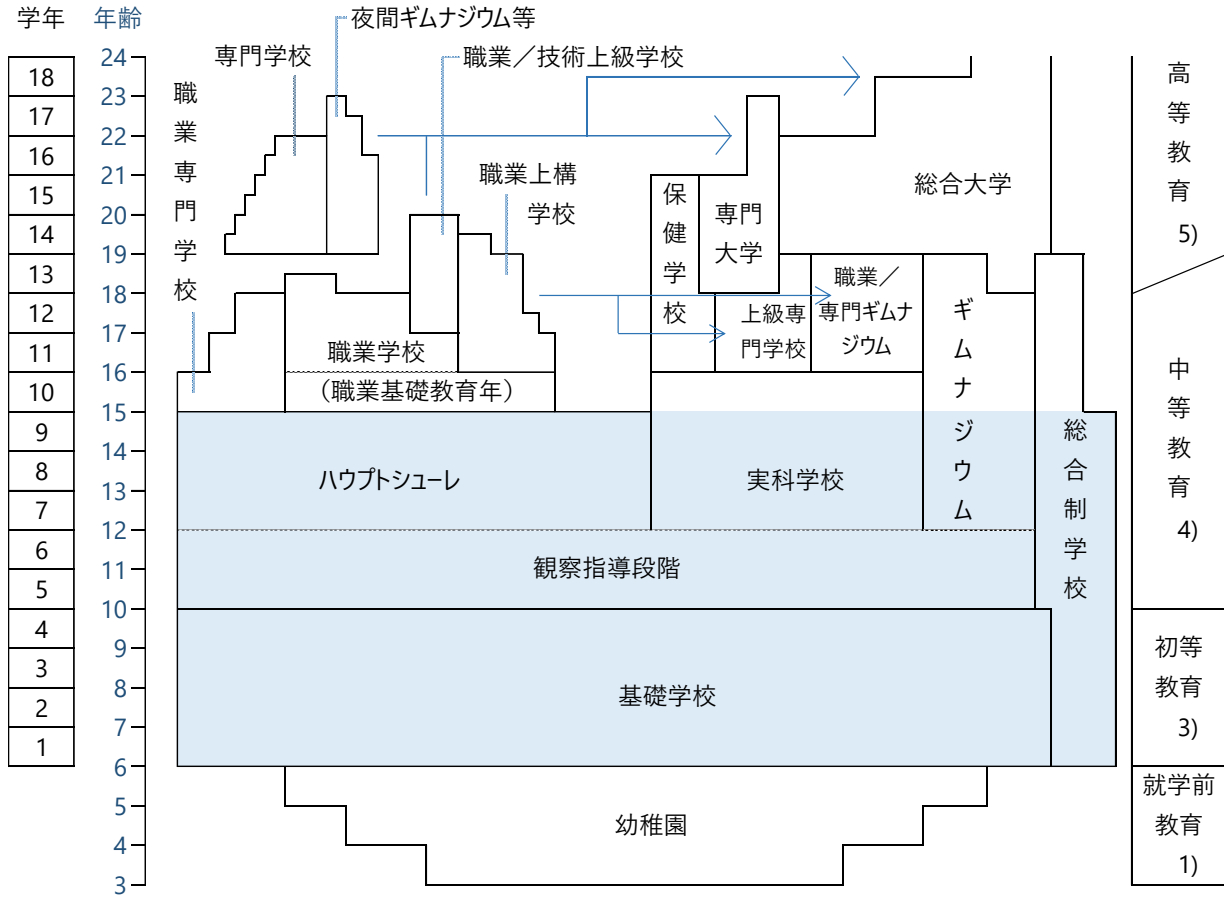


第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



[部分は義務教育 2]

出典： 文部科学省 (2025.5) 「2025年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 2) 期間は9年 (一部の州は10年)。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に 1~2日 職業学校に通うことが義務とされている (職業学校就学義務)。
- 3) 基礎学校において4年間 (一部の州は6年間) 行われる。
- 4) 生徒の能力・適性に応じて、ハプトシューレ (卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制)、実科学校 (卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制)、ギムナジウム (大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制) のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。
- また、後期中等教育段階では、二元制の職業教育訓練 (デュアルシステム) において、企業等の職業訓練生の身分を持つ者が主に就学する職業学校 (週に1~2日の定時制。通常3年) のほか、職業基礎教育年 (全日1年制)、職業専門学校 (全日1~2年制)、職業上構学校 (職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年)、上級専門学校 (実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム (実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制) など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格を与える専門学校や、職業従事者等に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレクなどがある。
- 5) 総合大学 (教育大学、神学大学、芸術大学を含む) と専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門学校で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門学校でもそれぞれ3~4年と1~2年となっている。